

# 嬉野市水資源保全条例(案)

嬉野市 建設部 環境下水道課 環境廃棄物G

## ○嬉野市水資源保全条例制定に係る経過

H29年6月議会 産業建設常任委員会調査報告(長崎県西海市視察)

市民が水道水を安定的に確保し、安心して生活していくために、水源域の水質汚濁を防止し、水源を保護していく条例を速やかに制定すべきである。

### 【背景】

- ・山林の維持管理・保全
- ・大野原最終処分場(産業廃棄物処理施設)設置・廃止の過去
- ・海外資本による土地買収の懸念

### 【対応】

- ・H30.3 嬉野市水道水源保護区域策定業務の実施・・・岩屋川内ダム(10.35km<sup>2</sup>)、横竹ダム(8.18km<sup>2</sup>)周辺流域を保護区域として特定。
- ・R5.3月 嬉野市水資源保全条例案の作成・・・別紙

## 【課題】

	内 容
①水資源保全区域の指定について	H30年水道水源保護区域策定に基づく指定(岩屋川内ダム流域、横竹ダム流域)を行う、もしくは外国資本による土地取引、開発に対して市全体として一定の規制を設ける必要があると考える場合は、市全域を水資源保全区域とするか。
②市が推進するゼロカーボン施策との調整	2050年ゼロカーボンシティ実現のため市が推し進める脱炭素施策として、再生可能エネルギー導入(太陽光発電設備、小水力発電など)との整合が必要。
③水資源区域における土地開発	条例に基づき市が土地開発行為の制限を行うことにより土地所有者との訴訟問題に発展する可能性がある。

# ○嬉野市水資源保全条例案について(概要)

## 第1条【目的】

⋮

市民の貴重な財産である本市の水資源について、市、市民、事業者等が協働して水資源の保全に努めることで市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第3条【定義】

### (8)対象事業

ア 砕石業 イ 砂利採取業 ウ 産業廃棄物処理業 エ レジャー施設等

## 第8条【水資源保全地域の指定等】

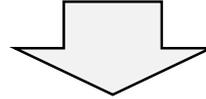
市長は、水資源の保全に資するため、水資源保全地域を指定することができる。

- 2 市長は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ嬉野市環境審議会の意見を聞かなければならない。

## 第9条【目的】事前の協議及び処置等

対象事業の実施・既設対象事業場施設の構造もしくは規模変更、事業範囲変更

砕石業・砂利採取業・産業廃棄物処理業・レジャー施設等



市長に協議、関係地域住民に対し説明会の開催、その他の措置をとらなければならない。

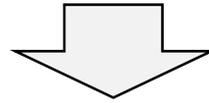
- 2 市長に協議・説明会等の措置をとらない、とる見込みがない場合は、期限を定めての協議又は措置をとるよう**勧告**する。
- 3 協議の申し出があった場合、審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定した場合は、事業者に通知する。

## 第10条【協定の締結】

前条第3項の規定により規制対象事業場と認定した事業者は、対象事業場の設置又は創業の前に、**市長と水資源の保全に係る協定を締結しなければならない。**

## 第11条【建設工事の着手の禁止】

規制対象事業者は、**協定を締結するまで対象事業又は対象事業場の変更に係る工事に着手してはならない。**



規制事項

※第11条の2項として、上記内容に違反して工事に着手した場合は、建設工事の一時停止を命じることができる旨の条項を入れている市町村もある。

## 第12条【利害関係者の意見陳述】

対象事業者、土地所有者、その他水資源保護に係る利害関係者は、審議会において関係資料を提出し、意見を述べるができる。

⋮

第14条【水質目標値の尊重及び報告義務】 対象事業者への水質検査の実施と報告の義務

第15条【立入検査】 規制対象事業場への職員の立入水質検査

第17条【指導】、第18条【勧告】

第19条【事実の公表】 協議や説明会等の措置、市からの改善勧告に従わない場合、審議会の意見を聴き、**事実の公表**を行う